

まちなかキッズスペース独占利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、まちなかキッズスペース（以下「施設」という。ただし、まちかどブックコーナーは除く。）を独占利用する場合に必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 施設の独占利用は、次に該当する活動とする。

- (1) 団体による子育て支援や親子などが集い交流できる活動（非営利な活動に限る。）
- (2) その他、宇部市が特別に認めた場合

(利用対象者)

第3条 施設の利用者は、団体関係者及び未就学児とその保護者とする。ただし、小学生以上で、未就学児の兄弟姉妹の場合は利用可能とする。

(利用日時)

第4条 施設の独占利用できる日時は、施設利用可能日（年末年始は施設利用不可）の午前10時から午後8時までとする。ただし、宇部市が特別に認めた場合には、この限りではない。

(利用の申請)

第5条 施設を独占利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、原則として施設を独占利用しようとする日から起算して3か月前の日から2週間前までに、独占利用申請書（様式第1号）に添付書類を添えて宇部市へ申請し、承諾を受けなければならない。
ただし、宇部市のイベント等の活動を優先する。

(利用承諾)

第6条 宇部市は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、利用を承諾する。

- (1) 利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 利用目的が、特定の個人を対象とした行事の場合
- (5) 施設が破損、又は滅失するおそれがある場合
- (6) 利用申請日が、既に利用を承諾した他の行事等の利用日と重複する場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、承諾することが不相当と認められる場合

2 宇部市は、前項の規定に基づき利用承諾した場合は、独占利用承諾通知書（様式第2号）により申請者に通知し、前項各号いずれかに該当した場合は、独占利用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用承諾を受けた者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された利用目的のみに利用し、宇部市の指示する利用条件に従うこと
- (2) 子どもだけでの利用はさせないこと（託児等、見守りできる人を配置すること）

- (3) 第三者へ転貸しないこと
- (4) 施設は常に良好な状態で利用し、遊具等の利用後は元の状態に戻すこと
- (5) 施設内の消耗品（消毒液等）は使用しないこと
- (6) 第三者に独占して利用することがわかるよう、利用中は、周知看板等を2か所ある出入り口とカフェ側に設置し、かつ既存のベルトパーテーションで締め切ること
- (7) 施設内で火気及び危険物を使用しないこと
- (8) 利用中に施設や施設の備品等の破損や汚損等があれば、速やかに宇部市へ連絡すると共に原状回復すること

(利用料)

第8条 独占利用料は無料とする。

(承諾内容の変更)

第9条 利用者は、承諾内容について変更しようとするときは、直ちに宇部市へ申し出、承諾内容変更についての承諾を得なければならない。

(利用承諾内容の取消)

第10条 宇部市は、施設の利用がこの要領及び承諾内容に違反していると認められる場合は、当該施設の利用承諾を取消することができる。

2 前項の承諾の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 宇部市は、承諾を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損害の負担)

第11条 利用者は、施設の独占利用に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、備品等を変形や破損するなど損害を与えたときは、賠償しなければならない。

(管理者の責任)

第12条 施設の独占利用により、行事に参加した者が被った被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対して、宇部市は一切その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。